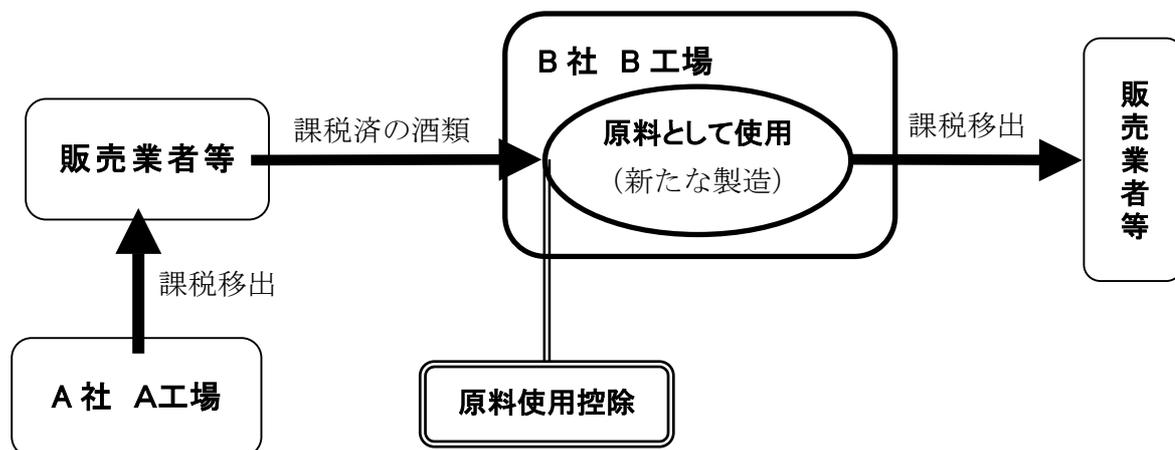


3 税額控除制度の改正（酒税法第30条）

イ 改正の概要

4月1日から、製造場に移入した課税済みの酒類を再移出した場合の税額控除制度の適用要件に、「酒税法第47条第1項の規定により申告した製造方法に従い酒類の原料として使用したとき」が加えられ、課税済みの酒類を原料に使用した場合には、使用したときに税額控除（原料使用控除）ができることとされました。



ロ 手続等

原料使用控除を受ける場合には、課税済みの酒類を原料として製造する酒類について「酒類等の製造方法申告書」（15 ページ）の提出が必要です。「酒類等の製造方法申告書」は、その酒類の製造開始の日の10日前までに税務署長に提出することとされています。

また、酒税納税申告書に添付する「控除（還付）税額計算（明細）書」への記載に当たっては、再移出控除とは別欄に記載するとともに、備考欄に「原料使用控除」と記載してください。

なお、課税済みの酒類を原料として使用した事績については、製造及び移入酒類関係の帳簿に記帳する必要があります。

ハ 原料使用控除を受けようとする場合における移入酒類の数量等の計算

原料使用控除を受けようとする場合の原料として使用した酒類に占める移入した酒類の数量及び酒税額の計算は、アルコール分の総量によりあん分（あん分に用いる比率は1,000分比とし、小数点未満の端数がある場合は四捨五入（算出した端数がともに五入となる場合には、移入酒類に係る比率を切り上げる。）し、数量に1ミリリットル未満の端数がある場合はそれを切り捨てる。）して行います。

(計算例)

1 清酒 200 リットル (アルコール分 21.0 度) を移入し、これを割水しアルコール分 8.5 度とした後、250 リットルをリキュール類の原料として使用した場合の控除額

・ アルコール総量によるあん分

$$\frac{8.5 \text{ (度)}}{21.0 \text{ (度)}} = \frac{404.76\cdots}{1,000} \div \frac{405}{1,000} \quad (\text{四捨五入})$$

・ 原料使用酒類中に占める移入酒類の数量及び税額

$$250\ell \times \frac{405}{1,000} = 101.250\ell \quad (\text{ミリリットル未満切捨て})$$

$$196,720 \text{ 円}/\text{k}\ell \times 0.101250 (\text{k}\ell) = 19,917 \text{ 円} \quad (\text{円未満切捨て})$$

(21 度の税率)

2 ブランデー100 リットル (アルコール分 40.0 度) を移入し、これを蔵内のブランデー 60 リットル (アルコール分 55.0 度) と混和した後、90 リットル (アルコール分 45.6 度) を甘味果実酒の原料として使用した場合の控除額

・ アルコール総量によるあん分

(数量×アルコール分=アルコール分の数量) ⇒比率

$$\text{移入酒類 } 100\ell \times 40.0 \text{ (度)} = 40.0\ell \Rightarrow 547.9 \div 548 \quad (\text{四捨五入})$$

$$\text{蔵内酒類 } 60\ell \times 55.0 \text{ (度)} = 33.0\ell \Rightarrow 452.1 \div 452 \quad (\text{四捨五入})$$

$$\begin{array}{r} \hline \text{計} \qquad \qquad \qquad 73.0\ell \qquad \qquad \qquad 1,000 \end{array}$$

・ 原料使用酒類中に占める移入酒類の数量及び税額

$$90\ell \times \frac{548}{1,000} = 49.320\ell \quad (\text{ミリリットル未満切捨て})$$

$$49.320\ell \times \frac{45.6 \text{ (度)}}{40.0 \text{ (度)}} = 49.320\ell \times \frac{1,140}{1,000} = 56.224\ell \quad (\text{ミリリットル未満切捨て})$$

$$409,000 \text{ 円}/\text{k}\ell \times 0.056224 (\text{k}\ell) = 22,995 \text{ 円} \quad (\text{円未満切捨て})$$

(40 度の税率)

二 留意事項

- ① 「酒類の原料として使用した」とは、移入した課税済みの酒類を酒税法第 47 条《申告義務》第 1 項の規定により申告した製造方法に従って新たな酒類の製造用の原料に使用した場合をいい、水や同じ種類 (品目) の酒類と混和した場合 (新たな酒類の製造に該当する場合を除く。) を含みません。
- ② 酒税法第 47 条《申告義務》第 1 項の規定による申告がない場合又は申告した製造方法以外の方法で酒類の原料として使用された場合は、法令解釈通達第 2 編第 30 条第 3 項関係の 3 《再移出控除を受けようとする場合における移入酒類の数量等の計算》により控除税額のおん分計算が可能なときであっても再移出控除は適用できません。
- ③ 原料使用控除の対象となる場合には、新たに製造した酒類を更に移出しても再移出控除は適用できません。